

議案第10号

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

# 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員（改正後の条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 市長及び副市長 220分の15

## 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>令和3年人事院勧告の骨子（令和3年8月10日付）</p> <p>※給与調査（従業員50人以上の約11,800事業所、約45万人） （調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給：民間給与平均 407,134円                     国家公務員給与 407,153円 [較差19円]</li> <li>・ボーナス：民間の支給割合 4.32月                     公務の支給月数 4.45月 [較差0.12月]</li> </ul> <p>（一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給：民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。</li> <li>・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため期末手当0.15月分の引下げを行う。ただし、令和3年度においては12月期の期末手当での引下げは行わず、引下げに相当する額を、令和4年6月期分の期末手当から減額することで調整を行う。</li> </ul> <p>国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によるとされている。</p>
条例の概要	<p>国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給率引下げに合わせ常勤の特別職職員の期末手当の支給率を引き下げるもの。</p>

		(常勤の特別職職員の支給月数)	
		6月期	12月期
	令和3年度 期末手当	2.200月(支給済み)	2.200月(支給済み)
	4年度以降 期末手当	<u>2.125月</u> ※令和4年度は令 和3年度12月期の <u>期末手当0.15月分</u> 相当額を減額	<u>2.125月</u>
市民への 影響等	<b>【影響の規模】</b> (本則による減額分) △260千円(2人) (附則による減額分) △260千円(2人)		
施行日	令和4年4月1日		
備考			